

◎新潟県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（都総第4号 令和2年度 新潟市国土基本図修正業務）
- 2 作業期間 令和2年8月28日から令和3年3月17日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区、南区の一部